

医療法人水の木会 下関病院

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

1 中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

2 診療日および診療時間

月～金曜日 9:00～12:00 13:30～17:00

土曜日 9:00～12:00

日曜日、祝日、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)は休み

3 入院基本料に関する事項

男子回復期病棟では、1 日に 11 人以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・8:30～16:30 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

・16:30～8:30 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 26 人以内です。

女子回復期病棟では、1 日に 12 人以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・8:30～16:30 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

・16:30～8:30 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 28 人以内です。

ストレスケア病棟では、1 日に 9 人以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・8:30～16:30 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。

・16:30～8:30 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 21 人以内です。

慢性期病棟では、1 日に 11 人以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・8:30～16:30 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

・16:30～8:30 まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 27 人以内です。

4 次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 精神病棟入院基本料 ○診療録管理体制加算 ○看護配置加算
- 看護補助加算 ○療養環境加算 ○精神科応急入院施設管理加算
- 精神科地域移行実施加算 ○精神科身体合併症管理加算
- 精神科救急搬送患者地域連携受入加算 ○データ提出加算
- 精神科急性期医師配置加算 ○精神科救急急性期医療入院料
- 認知症治療病棟入院料 1 ○こころの連携指導料(Ⅱ) ○薬剤管理指導料
- 精神科退院時共同指導料 1 及び 2 ○CT撮影及びMRI撮影
- 経頭蓋磁気刺激療法 ○精神科作業療法
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。) ○医療保護入院等診療料 ○外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 入院ベースアップ評価料

5 入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について(1食につき)

- | | |
|-------------------|-------|
| ①一般(住民税課税世帯) | 510 円 |
| ②住民税非課税世帯(90 日以内) | 240 円 |
| (91 日以上) | 190 円 |
| ③ ②のうち、所得税が一定基準未満 | 110 円 |

6 明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されるもので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にもその旨をお申し出ください。

7 医療情報取得加算に関する事項

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

8 保険外併用療養費に関する事項

○特別の療養環境提供

「ストレスケア病棟」への入院にあたり、特別室(全て個室)の利用を希望される場合は、別途室料が必要となります。詳細につきましては、スタッフにお問い合わせください。(1日につき)

・101 号室 2,200 円	・103 号室 4,400 円	・105 号室 4,400 円
・106 号室 4,400 円	・115 号室 2,200 円	・116 号室 2,200 円
・117 号室 2,200 円	・119 号室 2,200 円	・120 号室 2,200 円
・121 号室 2,200 円		

各病室の詳細につきましては、[別掲](#)をご覧ください。

○長期収載医薬品の処方

令和6年10月1日より、長期収載品を、医療上必要がある場合及び後発医薬品を提供することが困難な場合以外に、患者さんからの申し出により長期収載品を希望される場合(外来での処方に限る。)は、選定療養の対象となります。

9 保険外負担に関する事項

当院では、[別掲の項目](#)について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

なお当院では、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は行っていません。